

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 10 日現在

機関番号：82512  
研究種目：基盤研究(C)  
研究期間：2011～2014  
課題番号：23530025  
研究課題名(和文) 東南アジアのイスラーム裁判制度：法曹の役割を中心に

研究課題名(英文) Shariah Courts and Lawyers in Southeast Asia

## 研究代表者

今泉 慎也 (Imaizumi, Shinya)

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所・その他部局等・上席主任調査研究員

研究者番号：80450485

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：いくつかの東南アジア諸国はムスリムである自国民のためイスラーム法(シャリーア)の適用を公式法として認め、その紛争処理機関としてシャリーア裁判所を設置する。いくつかの法域では刑事分野におけるシャリーアの適用を拡張しようとする動きもあるが、シャリーアの役割が顕著であるのは家族および相続の分野である。ムスリムが少数者であるタイやフィリピンにおいてもシャリーア裁判制度を設置するほか、シャリーア司法試験の導入などその整備にも力を入れている。

研究成果の概要(英文)：In some Southeast Asian countries, whether or not their Muslim population is majority, the application of Islamic law or shariah is authorized by their formal law, and any syariah court systems are established as a part of thier formal dispute resolution mechanims. Although the move to extend the shariah application to criminal matters are emerging in some jurisdictions, the matter of family and inheritance is still major area of the formal application of shariah. Even the countries where Muslim population is minority like Thailand and the Philippines, provide a kind of shariah bar exame for those who want to be a Islamic law judge or other law expert.

研究分野：アジア法 タイ

キーワード：シャリーア裁判所 アジア法 タイ 東南アジア

## 1. 研究開始当初の背景

筆者が東南アジアのイスラーム裁判制度について研究を開始するきっかけとなったのは、タイの司法裁判所制度についての研究があった。国民の大半が仏教徒であるタイにおいても、人口の約5%のムスリム(イスラーム教徒)が居住する。とくにマレーシアとの国境地帯にはマレー系のムスリム人口が集中する。このため、ムスリムが多い南部4県に限って、ムスリム間の家族・相続問題にイスラーム法(シャリーア)の適用が認められており、また、シャリーアが適用される紛争を解決するため、これら4県に所在する県裁判所(第一審裁判所として各県に設置。日本の地方裁判所に相当)に限って、タイ語で「ダト・ユティタム」と呼ばれるイスラーム法裁判官がおかれている。

司法裁判所の研究を完全なものとするためには、司法裁判所に居る謎の裁判官について調べなければならない、というのが研究の発端であった。タイにおけるイスラーム法の適用制度の存在については、いくつかの先行研究で紹介されていたが、実態については検討されていなかった(大村1992)。筆者が調査を進めるなかで、たとえば、ダト・ユティタムが司法裁判所の司法公務員としての地位を保持することや、選抜が試験によって行われることなど「法曹」としてのいくつかの特徴がより明らかになってきた。西欧近代法を基礎とするタイの公式法を学んだ裁判官とは別の法を極めたダト・ユティタムの存在の検討を通じて、近代法世界とイスラーム法世界の接点としての「法曹」の役割に注目することの着想を得た(今泉2003)。さらに、他の東南アジア諸国との比較を通じて、タイの状況を相対化して捉えることの必要性もあった。

## 2. 研究の目的

そこで本研究は、東南アジア諸国のシャリーア裁判制度における法曹の役割を明らかにする基盤として、法曹制度を含む各国のシャリーア裁判制度の構造と特徴を比較することを目的とした。

## 3. 研究の方法

具体的には東南アジア諸国のシャリーア裁判制度を比較し、各国のバリエーションを抽出し、それをもたらず要因を検討した。とくに、世俗的な法制度ないしは司法制度との関係や異なる法体系の接点にある法曹に関する諸制度についても考察した。文献サーベイのほか、各国の裁判所その他関係機関におけるヒアリングを実施した。

本研究のアプローチの特徴として次の3点がある。

第一に、イスラーム法学上の理論的問題には立ち入らず、各国・各法域におけるローカ

ルな紛争処理制度としてシャリーア裁判制度をとらえるということである。筆者は、タイを中心とする東南アジアをフィールドとする研究者として、これら地域におけるイスラーム裁判制度の実態について分析を提供することで貢献しようとするものである。

第二に、東南アジア地域のイスラームについては、人類学、社会学等の研究者のフィールドワークにもとづく優れた研究蓄積が存在する。筆者は、これら先行研究では相対的に手薄となっていた「公式」の制度としてのシャリーア裁判所の特徴を明らかにしようとするものである。それは、シャリーア裁判所とそれと近代法を適用する通常の司法裁判所制度との関係(接合ないしは対抗)についての考察を伴い、この局面は法学的な手法が有効な分野でもあると考える。

第三に、シャリーアあるいはシャリーア裁判所の問題は、ナショナリズムやイスラーム復興などの観点から、シンボリックなアイテムとして取り上げられることがある。近年いくつかの法域でみられる刑事法分野におけるシャリーア立法の拡張の議論はそうした視点から関心が強い問題である。しかしながら、本研究では、シャリーア裁判所が持つだろう家族・相続に係る紛争処理制度としての役割により着目していく。紛争の数という点でみると、日本においても民事事件に占める家事事件の比率は高い。同様に他のアジア諸国においても家族事件の比率は一般に高いと考えられるから、シャリーアの適用が家族・相続事件に限られていたとしても、実際にシャリーア裁判所で処理される事件は多いのだと考えられる。

また、紛争処理制度としてシャリーア裁判所を捉えるということは、社会内の紛争処理制度の一部として裁判所の役割を位置づけるという作業も含むことになるだろう。一般に家族・相続に関係する事件がすべて裁判所に持ち込まれるわけではない。多くの国では裁判所はできることなら一生関わりたくない場所であろう。裁判所にまで持ち込まれるのは対立が先鋭化した紛争であることが多いだろう。ムスリム間の紛争であっても、その多く裁判所に来る前にコミュニティのウラマに相談するなどさまざまなレベルの場で解決が模索されるのが通例と思われるからである。

## 4. 研究成果

研究成果としてここでは以下の三点を提示したい。

第一は、東南アジア諸国の間でシャリーア裁判制度の構造ないしは設計におけるバリエーションと、そうしたバリエーションを説明する要因の候補を特定したことである。

たとえば、東南アジア各国におけるムスリムの置かれた状況は国によって大きく異なるイスラーム教を明確に憲法で国教とする

ブルネイ、マレーシアがある一方で、インドネシア憲法は世界最大のムスリム人口を抱えながら、国民統合を重視する立場からイスラームを国教としなかった。また、フィリピンおよびタイでは、それぞれカトリックと仏教が多数派であり、ムスリムは少数者であり、さらにムスリムによる分離独立運動の経験をもつ。両国ではムスリムの地理的分布や分離独立運動と切り離してイスラーム裁判制度を論じることができない。たとえば、これら2国ではイスラーム法の適用がムスリム人口の多い特定の地域（タイ南部国境県、フィリピン南部ミンダナオ島など）に限って認められるという点にあらわれている。

公式の裁判所としてシャリーア裁判所をおく場合、司法部門の設計は、それを司法裁判所の一部とするか（一元型）、完全に独立の裁判所とするか（二元型）で大きく二つに分かれる。上訴のあり方もいずれのタイプによるかで分かれることになる。一元型の場合、他の種類の事件と同様に、その判決に対する控訴、上告はそれぞれ上位の裁判所によって行われることになる。この場合問題なのは、ムスリムがマイノリティである国では上級の裁判所は非ムスリムの裁判官だけで構成されることが多いと考えられるからである。この点、タイではイスラーム法上の問題はダト・ユティタムの判断が終局的とされているため、問題が生じる可能性は狭められている。他方、二元型の場合、シャリーア控訴裁判所などの特別な裁判所がおかれることもある。シャリーアは生活のすべてのなお、シャリーア裁判をめぐる制度バリエーションの存在についての考察は、今泉（2012）で簡単にまとめた。

第二に、第一点とも関係するが、東南アジア諸国のシャリーア裁判所制度は、近代法を基礎とする世俗的な司法裁判所制度、あるいはもっと広く法制度に大きく影響されている、ということである。近代的な法概念や手続が、シャリーア裁判制度を設計する上でも借用されているということである。

この点は、シャリーア裁判所が司法裁判所の一部として構成されている場合はもちろんのこと、独立の裁判所となっている場合でも同様にみられる。また、その制度設計（あるいは近代法の浸透）が植民地期に欧米人の法律家によって行われたとは限らず、近代法を学んだ現地の法律家が制度設計を行った例もある。

この点はシャリーア裁判制度において法曹としての役割を發揮するためには、シャリーアを学んだだけでは不十分であり、近代的な法についての理解が不可欠ということになるだろう。さらに、近代的な法を学んだ弁護士がシャリーア裁判に関わることでシャリーア裁判の性質が変化する可能性もある。今回の調査研究ではデータを十分に集めることができなかつたけれども、多くの国で通常の弁護士がシャリーア裁判にも関わって

いるようである。筆者がインタビューしたマレーシアのあるシャリーア裁判所の裁判官は、もともとは弁護士としてシャリーア以外の事件を扱っていたが、人々の救済につながる弁護士としての仕事に疑問を感じ、シャリーアを学び直して、シャリーア裁判所の裁判官になったという。いくつかの法域では大学教育においてダブル・デグリー（近代的な法学とシャリーア）を奨励するためのカリキュラム整備が進む事例もみられた。上記のような近代的司法の浸透が背景にあるかもしれない。

法曹制度に関連して、ジェンダーの問題、たとえば、女性の法曹に対して制約があるかどうか、という点は十分に調査し切れなかった問題である。フィリピンでシャリーア裁判所に女性裁判官が任じられている。タイではイスラーム裁判官9人全員が男性である。また、シャリーア裁判所に男性の裁判官しかいない国において、Registrarには女性は就任しているのがみられた。新聞報道によれば、マレーシアでは女性の弁護士がシャリーア裁判所の事件を扱えるか論争があった。

司法全体の特質もシャリーア裁判所のあり方影響するように思われる。調停制度自体はイスラーム法において広く認められているが、シンガポールのシャリーア裁判所の場合、施設やシステムの整備状況が高い。一般にシンガポールは先進国として非常に効率的な司法制度をもつと同時に、さまざまな代替的紛争処理制度（alternative dispute resolution: ADR）を整備していることで知られる。他の東南アジアのシャリーア裁判制度に一つのモデルを提示できるように感じた。

第三に、東南アジアのイスラームをめぐる変化のなかで、シャリーア裁判所や関係制度に大きな変化が起きていることが確認できたことである。たとえば、刑事法分野におけるシャリーアはいくつかの法域で強化する方向で改革が進みつつある（ブルネイ、マレーシアのいくつかの州、インドネシアのアチェ州）。たとえば、ブルネイではこれまで家族・相続事件を扱っていたシャリーア裁判所に刑事管轄権を与える動きが進んだ。（2013年に筆者が行ったインタビューでは、シャリーア裁判所内に刑事被告人の拘置施設をどう確保するか職員が頭を悩ましていた）

また、タイにおけるイスラーム裁判制度の変化としては、イスラーム法ハンドブックの策定がある。タイにおいては、2004年に南部国境地帯において武装勢力の活発な活動が始まり、その後10年間で4000人余りがテロなどで命を奪われている。このため、ムスリム側だけでなく、政府側も国民和解を進めるため、ムスリムに対する理解を深めようとする取り組みを模索してきた。そのなかで裁判所におけるシャリーアの適用についても再検討が進められてきた。

その例として、タイにおける「家族・相続

に関する「法改革」がある。すでに述べたように、タイにおいては県裁判所におけるシャリーアの適用は家族、相続事件に限られる。1946年に制定されたイスラーム法の適用に関する法律は、裁判の構造や手続を定めるだけで、実体的規定をおいていない。東南アジアをはじめシャリーアの公式の適用を認める国では、シャリーアの内容を反映したシャリーア家族法などの立法が議会制定法として制定されているのが通例である。フィリピンでも「ムスリム属人法典」が制定されている。しかしながら、タイでは制定法の代わりに、タイ南部国境県のウラマと裁判官によって1940年代に策定された、家族および相続に関する「イスラーム法原則」が制定され、かつこれまで裁判実務において依拠されてきた。

南部国境県問題の一連の対策の一つとして、このイスラーム法原則が70年ぶりに改訂されたのである。司法裁判所主導で進められた今回の改訂の結果、「イスラーム法ハンドブック」という新しい文書がまとめられた。イスラーム法ハンドブックは、従来のイスラーム法原則と同様に、条文スタイルでまとめられており、法典に近い形式をもっている。しかしながら、法的文書の名称としては用いられないことのない「ハンドブック」という用語を用い、さらに制定法としての位置づけが薄められている。内容面での変化は多岐にわたるが、他のイスラーム諸国における法の発展を参照しながら、イスラーム法に関するタイの司法裁判所の判例を取り込んだほか、また、時代遅れになった規定の削除（たとえば奴隷に関する規定）などを行った。その概要については今泉（2013）で一部紹介した。

#### 引用文献

今泉慎也 2002. 「タイ司法裁判所におけるダト・ユティタム(イスラーム裁判官)の役割」小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所、第8章、225-255頁。

\_\_\_\_\_ 2012. 「東南アジアのイスラーム裁判制度」(床呂郁哉・西井涼子・福島康博編『東南アジアのイスラーム』東京外国語大学出版会)第10章、233-256頁。

\_\_\_\_\_ 2014. 「タイにおけるイスラーム法の適用：イスラーム法ハンドブックの策定を中心に」(『社会体制と法』14号、2014年3月：4-12頁)。

大村泰樹 1992. 「タイ国のモスレム・マイノリティーとイスラーム法の適用」黒木三郎先生古希記念論文集刊行委員会編『アジア社会の民族慣習と近代化政策』敬文堂、289-307頁。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

今泉慎也「タイにおけるイスラーム法の適用：イスラーム法ハンドブックの策定を中心に」(『社会体制と法』14号、2014年3月：4-12頁)

〔学会発表〕(計1件)

今泉慎也「タイにおけるイスラーム法の適用」社会体制と法研究会2012年

〔図書〕(計1件)

共著

床呂郁哉・西井涼子・福島康博編『東南アジアのイスラーム』(東京外国語大学出版会、2012)(第10章「東南アジアのイスラーム裁判制度」233-256頁、執筆)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

今泉慎也(日本貿易振興機構アジア経済研究所研究企画部研究企画課長)

研究者番号：80450485

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

( )

研究者番号：